

差別のない、自分らしく生きられるまちをめざして

すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例

10月1日施行

すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをめざして、「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を10月1日に施行しました。

県内の市町では5番目の制定です。人権を尊重できるまちづくりに取り組んでいきましょう。

☎ 人権推進課 ☎ 0848-67-6044

【基本理念】条例第3条

市民や事業者は、人権尊重のまちづくりはすべての人が基本的人権を持っているかけがえない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現することを基本に取り組まなければならない。

人権とは？

誰もが生まれながらに持つ、人間が人間らしく自身の意思で生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。年齢や性別、障害、国籍などに関係なくすべての人の人権が尊重されなければいけません。

なぜ条例を作ったの？

市は、これまでも人権を尊重するための取り組みを続けてきましたが、今もなお多くの人権課題が存在しています。さらに、近年の社会的な人権意識の高まりも受け、条例を制定することで市の基本理念を示し、それを実現するために市や市民・事業者の責務などを皆さんと共有し、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現することに取り組むためです。

条例の内容は？

基本理念、市・市民・事業者の責務、施策の推進など、全10条で構成され、一人ひとりの人権が尊重されるように取り組めます。また、今後基本計画を作成し、人権教育・人権啓発を推進していきます。



▲市HP

市・市民・事業者の責務とは？

市は何をするの？

- 基本理念にのっとり、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進する
- 国、地方公共団体、市民、事業者および関係機関と連携を図る

市民は何をするの？

- お互いの人権を尊重する
- 自らも人権意識を高めるよう努力する
- 市が実施する人権施策に協力する

事業者は何をするの？

- すべての人の人権を尊重する
- 事業活動に関わる者の人権意識を高める
- 市が実施する人権施策に協力する

人を思いやる心を持ち、人権課題に関する知識を学ぶことが必要です。人権感覚を高め、お互いの人権を尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現をめざしましょう。



多様化する人権課題 相互理解と尊重を

県立広島大学 保健福祉学部 講師

市人権施策推進協議会 委員長 手島 洋さん

感染症患者や性の多様性に関して周囲の理解が深まる一方で、被差別部落や女性などに対する固定的な見方は今も残っており、そこにインターネット上での差別など新しい人権課題が加わっている状況です。その状況を踏まえた上でこの度の条例が制定され、人権施策の基礎になる総合的な理念を示しています。課題の解決には、一人ひとりが人権について考え、当事者との対話を通じて相互理解、相互尊重していくことが大切です。

人権擁護の活動



擁護委員と窓口で相談を地域で人権課題の解決を

人権擁護委員 木村宣子さん

私たちは定期開設の相談所や、電話、LINE、学校に配布しているミニレターなど、相談者に合わせた相談窓口を設けており、市や社会福祉協議会などと連携して課題解決をめざして活動しています。私たちの周りでは、人権侵害を受けていても言い出せない人も多くいます。周囲の人や地域でつながりをもって守っていきましょう。

人権擁護委員

相談を受けた問題解決のお手伝いや、人権侵害からの被害者救済、市民に人権について関心を持ってもらう啓発活動などに取り組むための法務大臣から委嘱を受けた民間ボランティアです。市では、さまざまな経歴を持った15人の委員が活動しています。



人権文化センター

三原、本郷、大和の3センターを設置しており、人権啓発や地域福祉を推進しています。

人権相談員を配置し、市民の皆さんの相談に応じています。



人権についての相談を受け付けています

相談窓口を設置しています。詳しくは17ページの「人権ひろば」コラムを確認してください。

人権について学びましょう 参加無料

10/16 (月) 三原市事業者等人権問題研修会

情報化が進む社会で、事業者として人権トラブルや差別を発生させないためのメディアの利用方法や、デマ・フェイクニュースから真実を見抜くにはどうするべきかなどを解説します。

時 16日(月)14時～15時30分

所 中央公民館

【演題】情報化社会とメディア・リテラシー

【講師】大阪企業人権協議会

堀井 悟さん

定 150人



▲市HP

10/29 (日) 「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」制定記念講演会

テレビやSNSで人気の保育士・育児アドバイザーのてい先生による、楽しい子育てを通して人権を考える講演会です。

時 29日(日)14時～15時20分

所 本郷生涯学習センター

【演題】子どもの権利ときっと幸せになる子育て

※手話通訳・託児あり。

【講師】てい先生

定 450人、託児定員10人(4カ月～未就学児)

申 13日(金)までに申込フォームまたは、はがきに①代表者の名前②住所③電話番号④参加人数(1枚につき5人まで)を記入し、人権推進課(〒723-8601 港町三丁目5番1号)へ

※託児希望の場合は「託児希望」と朱書きし、「子どもの名前・年齢」も併せて記入。

※申し込み多数の場合は抽選。



▲市HP

法務省啓発活動重点目標

～人権啓発キャッチコピー～

「誰か」のことじゃない。

法務省では啓発強調事項として、17の人権問題をあげています。



▲法務省HP



SNSの総フォロワー数が170万人を超える現役保育士インフルエンサー。アイデアにあふれた育児法が子育て世代から絶大な支持を得ています!